

## 4. 意見募集等の結果(中間報告)と対応方針(案)

### (2) ふじみ衛生組合からのヒアリング結果

ふじみ衛生組合での新ごみ処理施設の適地選定にあたっては、以下のような抽出項目と相対比較項目に基づいて検討を行ったということでした。

今後の検討において、これらの評価項目を追加することが考えられます。

「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」の答申の内容

【適地選定手法について】

新ごみ処理施設の適地選定手法は、実現可能性の観点から選んだ複数の検討対象地の中から、絞り込むための相対比較項目で評価し、建設候補地を決定する。なお、選定結果は、選定経過を含め公表し、市民の理解を得ることとする。

《評価項目》

＜実現の可能な検討対象地の抽出項目＞

- ・土地面積が2ha以上確保できること。
- ・大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。
- ・現在の土地の所有者が公共であること。
- ・学校や研究所など現に多くの人が利用している土地は避けること。
- ・地域の特性を生かした特殊な利用を行っている特殊公園は避けること。
- ・都市の防災機能の向上に資する遊水池は避けること。

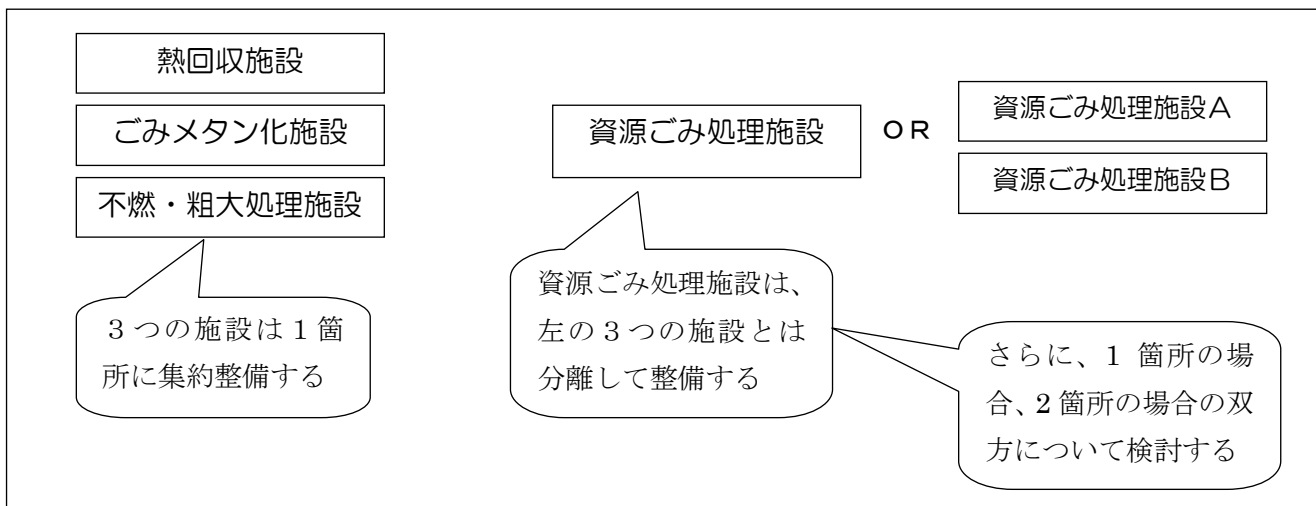
＜建設候補地として絞り込むための相対比較項目＞

- ・土地利用の現況
- ・土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性
- ・地形・地質
- ・将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性
- ・用地取得の実現性
- ・収集運搬の距離
- ・周辺他施設における車両通行状況
- ・関連施設との距離（粗大ごみや資源ごみ関連施設）
- ・建築物形状への制約の有無
- ・周辺諸施設との距離
- ・騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性
- ・住居密集割合
- ・他市町村との距離関係
- ・両市の位置関係

### (3) 対応方針(建設候補地の選定)(案)

#### ①施設の集約と分散

- ・第2回整備基本計画専門部会において、以下の方針が示されました。
  - －「熱回収施設」、「ゴミメタン化施設」、「不燃・粗大処理施設」は1箇所に集約整備する。
  - －「資源ごみ処理施設」は、施設を受け入れる住民への配慮のため全てを1箇所に集約することは避ける。このため、「資源ごみ処理施設」は、他の3つの施設とは分離して建設するものとする。
  - －さらに「資源ごみ処理施設」は、1箇所に整備した場合と2箇所に整備した場合の双方について検討を行う。



#### ■対応方針(案)

- ・「熱回収施設」、「ゴミメタン化施設」、「不燃・粗大処理施設」を集約整備した場合、大きな敷地面積を必要とすると考えられます(整備基本計画専門部会にて引き続き検討している)。当部会では、引き続きこれを条件として、一次選定、二次選定を進めていくものとします。
- ・一方、「資源ごみ処理施設」については、さほど大きな敷地面積を必要としないと考えられます。このため、一次選定、二次選定の考え方を参考にしつつ、「収集運搬の効率性」等を考慮して検討を進めるものとします。なお、最終的には上記3施設の集約整備箇所がおおむね確定した段階で確定するものとします。
- ・具体的な検討手法については再整理の上、次回の部会にて事務局案を提示します。

## ②緑地等自然環境の保全

- ・平成23年11～12月に実施した意見募集において、緑地等自然環境の保全を求める意見が多く寄せられました。
  - －特別緑地保全地区に関すること
  - －市民の森、緑地保全の森に関すること
  - －東京都自然保護条例にもとづく「里山保全地域」に関すること
  - －三輪緑地、寺家ふるさと村に関すること
- ・またいくつかの緑地等が、町田市に近接する横浜市や川崎市と一体化しているため、町田市単独の問題として取り扱うべきでなく、近隣市との関係について懸念する意見も多い。

### ■対応方針(案)

- ・都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」等、緑地や自然環境の保全に関する制度について、東京都条例や町田市条例等を含めて根拠法令を確認し、土地利用に関する制約が法的に裏付けられるものは一次選定の条件として追加します。
- ・また確認の結果、土地利用に関する制約が法的に裏づけられなかった場合でも、これまでの市民の取り組みや、環境保全を望む市民の声を出来るだけ尊重し、二次選定における条件（配慮事項）として反映することを検討します。

## ③周辺自治体との相対関係の考慮

- ・平成23年11～12月に実施した意見募集において、町田市のいくつかの地域では、隣接する市のごみ処理施設が近接しているため、その相対的な位置関係を考慮すべきとの意見が寄せられました。
- ・また、ふじみ衛生組合からのヒアリング結果では、検討・評価項目の一つに「他市町村との位置関係」にも配慮していたことがわかりました。
- ・さらに前述の通り、緑地等が複数の市にまたがって一体化していることに対する配慮も必要との意見が寄せられています。

### ■対応方針(案)

- ・以下の事項について、二次選定における配慮事項として反映することを検討します。
  - －隣接する市のごみ処理施設の位置関係の把握
  - －隣接する市の市境からの距離（離隔）

④建設候補地について具体的な特定の場所の提案があったもの

- ・平成23年11～12月に実施した意見募集において、一次選定（案）の地域のうち、「望ましい地域」として具体的な地区名を提案する意見がありました。

■対応方針(案)

- ・いくつか提案されている候補地は、具体的な場所を整理して当部会及び検討委員会に報告します。その際、一次選定の条件をクリアしているかどうか、また二次選定の条件に対して比較的に有利か不利かについて出来る限り確認し、あわせて報告します。
- ・この結果については、今後の検討の参考にします。